

平成12年 労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 7〕 労働基準法の時間外労働に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 災害等による臨時の必要がある場合を除き、法定の労働時間を超えて労働させるためには、原則として、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（これがない場合は事業場の労働者の過半数を代表する者）との書面による協定を締結し事前に届け出なければならないが、その暇がない場合は事後遅滞なく届け出れば足りる。
- B 労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外労働・休日労働に係る労使協定において協定し届け出られた延長することができる時間数や労働させることができる休日の日数を超えて労働させることは、原則として違法とされ、このことは個別の労働者の同意を得た場合も同様である。
- C 労働基準法における女性の時間外労働に関する規定は廃止されたが、改正前にそれらの規定の対象とされていた労働者であって子の養育又は家族の介護を行うものについては、平成 14 年 3 月 31 日までの間、労働基準法第 36 条第 2 項に基づく 1 年間の労働時間の延長の限度についての労働大臣の定める基準は、360 時間を超えないようにしなければならないものとされている。
- D 妊娠中の労働者は、労働基準法第 65 条による軽易な業務への転換の請求及び同法第 66 条による法定の時間外労働、休日労働又は深夜業をさせないことの請求のいずれか一方を請求することはできるが、その両方を同時に請求することはできない。
- E 満 18 歳に満たない年少者については、労働基準法第 33 条の災害等による臨時の必要がある場合を含め、法定の労働時間を超える時間外労働や法定の休日における労働は一切させることができない。